

柳田国男の「葬制の沿革について」をめぐって

小 松 清

目 次

はじめに	P. 16
1. 森岡清美氏の論に関して.....	P. 16
2. 中村哲氏の論に関して.....	P. 19
3. 高取正男氏の論に関して.....	P. 22

はじめに

柳田国男氏は1929(昭和4)年、『人類学雑誌』44巻6号に「葬制の沿革について」(『定本柳田国男集』15巻、筑摩書房、1969年一新装版一、収録)という論文を発表した。この論文には、日本における二度の葬式の内容とその変遷(これには、葬法の変遷、葬地の場所の変遷、第一次の葬地と第二次の葬処との位置関係の変遷、第二次の葬儀の意味及び変遷、死者の形骸と魂の関係に対する日本人の意識・行動とその変化、等々が含まれている)、及び民俗学の方法の試みが述べられている。

以下に述べる拙稿は、近年の二、三の論文の「葬制の沿革について」に触れた部分に対して、コメントを試みたものである。

1 森岡清美氏の論に関して

森岡清美教授は、「柳田国男における先祖観の展開」の中で、「柳田氏が、のちに両墓制と呼ばれる葬制の観念を得、祖霊を重んずる風習と死の穢れを忌みきらう風習との矛盾を解決して、1929年に「葬制の沿革について」を書き上げたのは、柳田氏の1921(大正10)年の沖縄旅行における沖縄の発見による」と述べられているが、葬法に関する柳田氏の沖縄の発見は、むしろ1927(昭和2)年刊行の『民族』2巻5号に載った伊波普猷氏の「南島古代の葬儀」によるものと見るべきではなからうか。その理由は、1つに、柳田氏の1921年の九州東海岸・鹿児島・沖縄・奄美旅行の紀行文「海南小記」^{註4}

に、「柳田氏が、葬地と祭地とを区別する葬制の観念を得た」旨のことは書かれてなく、1つに「葬制の沿革について」は「南島古代の葬儀」の中の資料が重要なポイントとなって成立していると思われるからである。このポイントというのは、沖縄の中の僻地における「空葬→改葬（洗骨）→蔵骨」の風習である。以下に、この点に関しての、「南島古代の葬儀」から「葬制の沿革について」^{註5}への影響箇所をあげてみようと思う。（なお、〔葬〕は「葬制の沿革について」、その頁数は『定本柳田国男集』15巻の頁、〔南〕は「南島古代の葬儀」、その頁数は『民族』2巻5号の頁、を表す。）

1. 〔葬〕P514の「国頭の或山村」の例は、〔南〕P15-7の「国頭郡久志村の山中」の例である。
2. 〔葬〕P514の「東海岸の一二の小島」の例は、〔南〕の「津堅島」の例（P11）と「久高島」の例（P12-3）である。
3. 〔葬〕P514の「八重山の諸島」の例は、〔南〕P12-3の「石垣島」の例であろう。

これら「南島古代の葬儀」の資料が、「墓穴（第二次の葬処）外での空葬と、その後の改葬」という柳田氏の考えを成り立たせていると受け取れる。（但し、1-3の例について、柳田氏は「此等はいづれも次の改葬を予期するが為に、^{註6}本式の土葬を行わなかったもので…」〔葬〕P514）と述べているが、1-3の例の中で改葬・洗骨が記されているのは、久高島と久志村の例だけである。）

次に、〔葬〕の中で1-3の例と一緒に述べられている、空葬・改葬（洗骨）後の蔵骨の例のところを見ると、

4. 〔葬〕P513の「羽地村の仲尾次の対岸の孤島」の例は、その例の前に「国頭郡の田舎をあるいて見ると、例えば」とあるので、柳田氏はこの例を見たのであるが、その葬地の使い方に関して、その例の続きの文に「土地の故老に尋ねたら容易に判明することと思うが、…」とあり、沖縄旅行の時点における柳田氏のこの問題に対する積極性は窺いにくい。それにもかかわらず柳田氏は〔葬〕P513のその個所で、葬地の使い方について、この例を「墓穴外で空葬したのちの蔵骨所」（A）、及び「蔵骨所内の一部が第一次の葬所」（B）と見、そして「（A）から（B）へと変

柳田国男の「葬制の沿革について」をめぐって

小 松 清

目 次

はじめに	P. 16
1. 森岡清美氏の論に関して.....	P. 16
2. 中村哲氏の論に関して.....	P. 19
3. 高取正男氏の論に関して.....	P. 22

はじめに

柳田国男氏は1929(昭和4)年、『人類学雑誌』44巻6号に「葬制の沿革について」(『定本柳田国男集』15巻、筑摩書房、1969年一新装版一、収録)という論文を発表した。この論文には、日本における二度の葬式の内容とその変遷(これには、葬法の変遷、葬地の場所の変遷、第一次の葬地と第二次の葬処との位置関係の変遷、第二次の葬儀の意味及び変遷、死者の形骸と魂の関係に対する日本人の意識・行動とその変化、等々が含まれている)、及び民俗学の方法の試みが述べられている。

以下に述べる拙稿は、近年の二、三の論文の「葬制の沿革について」に触れた部分に対して、コメントを試みたものである。

1 森岡清美氏の論に関して

森岡清美教授は、「柳田国男における先祖観の展開」の中で、「柳田氏が、のちに両墓制と呼ばれる葬制の観念を得、祖霊を重んずる風習と死の穢れを忌みきらう風習との矛盾を解決して、1929年に「葬制の沿革について」を書き上げたのは、柳田氏の1921(大正10)年の沖縄旅行における沖縄の発見による」と述べられているが、葬法に関する柳田氏の沖縄の発見は、むしろ1927(昭和2)年刊行の『民族』2巻5号に載った伊波普猷氏の「南島古代の葬儀」^{註2}によるものと見るべきではなからうか。その理由は、1つに、柳田氏の1921年^{註3}の九州東海岸・鹿児島・沖縄・奄美旅行の紀行文「海南小記」^{註4}

に、「柳田氏が、葬地と祭地とを区別する葬制の観念を得た」旨のことは書かれてなく、1つに「葬制の沿革について」は「南島古代の葬儀」の中の資料が重要なポイントとなって成立していると思われるからである。このポイントというのは、沖縄の中の僻地における「空葬→改葬（洗骨）→蔵骨」の風習である。以下に、この点に関しての、「南島古代の葬儀」から「葬制の沿革について」^{註5}への影響箇所をあげてみようと思う。（なお、〔葬〕は「葬制の沿革について」、その頁数は『定本柳田国男集』15巻の頁、〔南〕は「南島古代の葬儀」、その頁数は『民族』2巻5号の頁、を表す。）

1. 〔葬〕P514の「国頭の或山村」の例は、〔南〕P15-7の「国頭郡久志村の山中」の例である。
2. 〔葬〕P514の「東海岸の一二の小島」の例は、〔南〕の「津堅島」の例（P11）と「久高島」の例（P12-3）である。
3. 〔葬〕P514の「八重山の諸島」の例は、〔南〕P12-3の「石垣島」の例であろう。

これら「南島古代の葬儀」の資料が、「墓穴（第二次の葬処）外での空葬と、その後の改葬」という柳田氏の考えを成り立たせていると受け取れる。（但し、1-3の例について、柳田氏は「此等はいづれも次の改葬を予期するが為に、^{註6}本式の土葬を行わなかったもので…」〔葬〕P514）と述べているが、1-3の例の中で改葬・洗骨が記されているのは、久高島と久志村の例だけである。）

次に、〔葬〕の中で1-3の例と一緒に述べられている、空葬・改葬（洗骨）後の蔵骨の例のところを見ると、

4. 〔葬〕P513の「羽地村の仲尾次の対岸の孤島」の例は、その例の前に「国頭郡の田舎をあるいて見ると、例えば」とあるので、柳田氏はこの例を見たのであるが、その葬地の使い方に関して、その例の続きの文に「土地の故老に尋ねたら容易に判明することと思うが、…」とあり、沖縄旅行の時点における柳田氏のこの問題に対する積極性は窺いにくい。それにもかかわらず柳田氏は〔葬〕P513のその個所で、葬地の使い方について、この例を「墓穴外で空葬したのちの蔵骨所」（A）、及び「蔵骨所内の一部が第一次の葬所」（B）と見、そして「（A）から（B）へと変

化した」と想像している。^{註7}

5. 〔葬〕P513の「運天の百按司の穴」の例は、「海南小記」には単に「…運天の港で、彼処には百按司の骨が朽ちて残って居る」とだけある。ところが〔葬〕P513には「是は相応に大きな洞ではあるが、内に蔵する遺骨の量も莫大なもので、到底其間に柩を置くべき余地は無い。どこかに最初の屍を横たえた場処はあったわけで…」とある。^{註8}

4と5の例は、直接〔南〕からの引用ではないと受け取れるが、柳田氏の沖縄旅行の時点と〔葬〕が書かれた時点との間に、4と5の例のところで述べたような変化があるのではないかと見られ、その変化は〔南〕からの影響によると思われる。柳田氏が沖縄旅行で見た4・5の例と〔葬〕P514の「柳田氏が目撃した八重山諸島の例」だけでは、「空葬→改葬(洗骨)→蔵骨」ということは出てこないと思われる。柳田氏が4と5の例を「空葬して改葬(洗骨)した後の遺骨を蔵する処」(〔葬〕P513)とみなしたのは、〔南〕の1-3の例によるものと思われる。特に久高島の例は、「洗骨して共同の巖窟ほふに放り込む」とあり、伊波氏はこの巖窟は見なかったが、この巖窟を笹森儀助氏の『南島探険』(明治27年)に出ている与那国島の屋島墓のようなものであろうと述べ、続けて「沖縄本島には白骨の累々として積み重ねた洞窟がかなり多く、土地の人は之を昔の戦死者の骨を収容した所だといっているが、これらはことによると、風葬時代の遺物であるかも知れない」と述べ(以上〔南〕P13)、また別の個所でも、伊波氏は「久高島などの例で推すと、古くは一般に乾燥した屍體は自然の洞穴などに合葬したらしいが、…」(〔南〕P19)と述べている。〔南〕の諸事例と共に、こういう伊波氏の解釈も柳田氏に影響を与えたように思われる。

〔葬〕P512に「近世数百年の永きに亘って、社会を分立して居た南方の島々の、葬法の方面に於ては、殊に此頃になって意外と謂ってもよい色々の事実が判って来た。……此問題に関しては、伊波普猷氏の「南島古代の葬儀」(民族二巻五号)が既に其要領を尽して居る故に、再び之を詳説することは無用である。自分はただ外部からの観測者の為に、一二末端の補足を試みるに過ぎないが、…」とあり、アンダーライン(筆者が付けた)の部分、つまり葬法に関する「柳田氏の沖縄の発見」は、森岡教授の述べられる「柳田氏の沖縄旅

行による」のではなく、以上述べてきたところにより、「南島古代の葬儀」によるものと思われる。

- 註1. 森岡清美「柳田国男における先祖観の展開」1973年11月稿(下
出積と編『日本史における民衆と宗教』山川出版社、1976年、所収。)
- 註2. 同前『日本史における民衆と宗教』P52-3。
- 註3. 『民族』2巻6号(1927年)には伊波普猷「南島古代の葬儀(補
遺)」が掲載されている。
- 註4. 柳田国男「海南小記」(紀行文)、1921年3月-5月、朝日新聞、
(柳田国男『海南小記』[大岡山書店、1925年]、『定本柳田国男
集』1巻[筑摩書房、1968年-新装版-]、収録。)
- 註5. 前掲『定本柳田国男集』15巻、P513-4。
- 註6. 註5に同じ
- 註7. なお、「南島古代の葬儀」に池城墓という羽地村仲尾次湾中にあるジ
ャーナマと称する無人島にある古墳の例が載っている(『民族』2巻5
号、P.19-20。)
- 註8. 前掲『定本柳田国男集』1巻、P.260。
- 註9. なお、「南島古代の葬儀(補遺)」(註3参照)に「…与那国島の屋
島墓や今帰仁の百按司墓のように、髑髏の累々たるもの…」(『民族』
2巻6号、P.39)ともある。

2 中村哲氏の論に関して

中村哲氏は「祖先崇拜と新国学」の中で、「『葬制の沿革について』という
論文は、葬式を二度くりかえす慣習を力説しているものであるが、九州、沖縄
にある洗骨の制度を、かならずしも日本の全国に推定しているものではない」、
「…洗骨の痕跡から両墓制を帰納するという合理的方法によったものではない」と述べている。^{註1}^{註2}^{註3}

ところが、柳田氏は「葬制の沿革について」の中で、「自分の見る所では、
同じ傾向は東部日本の村々にも現れて居る。……唯其結果として改葬という必

要が無くなり、二次の葬式の痕跡が幽かになったばかりに、何か南の島々の習俗を甚だ物遠いものの如く感ずるに至ったのである」、「…改葬の儀式は省略せられることになって…」^{註4}、「土佐国群書類従に採録せられた御子神の記事などを読んで見ると、死して六年とかの^{註5}後には人を神に祀ることが出来ると謂って、其方式が載せてある。是が或は全国に亘って、第二次の葬儀を必要とした元の動機であり、又家廟として石塔を立てることになった根原では無いかと思う。即ち後々は祭祀の力を以て、亡魂の来って石に憑ることを、信じ得るようになったけれども、最初は現実^{註6}に骨を移し且つ之を管理しなければ、子孫は祖先と交通することが出来ず、従って家の名を継承する資格が無いものと考えて居たのではあるまいか」と述べている。これらの個所の文脈から、柳田氏は改葬（洗骨と同じ）を全国に推定していたと受け取れる。

中村氏が「葬制の沿革について」において注意を向けられなかったことは、その論文で柳田氏が民俗学の方法の試みをしたという点ではないかと思われる。すなわち「葬制の沿革について」には、以下のように述べられた個所がある。

○……凶事には計画がなく、家の者は通例其指揮に任じ得ないから、勢い何人も責任を負うて、古い慣習を改めようとはしなかったのである。即ち家の風、村の作法が最も忠実に守られ、甲乙の異同はいつ迄も保存せられて居たわけであるが、それを冷静に観察し比較をして見ようという様な人が、祭や祝言の時の様に常に多くは居合わさなかったのである。

斯ういう住民の何とも思わずに過ぎて居る生活の中に、却って古風の尋ねべきものがあるのでは無いかと私などは思^{註7}って居る。

○……それで居て是ほど迄に遺跡の乏しいを見ると、今日我々が塚といひ古墳と呼ぶものに由って、類推して居る所の土葬以外に、別に一種の遺骸処理法があつて、専ら常民の間に行われて居たことは想像してよいのである。それが如何なる様式のものであり、又どういふ順序を踏んで、次第に現在の風に移つて来たかということは、自分等の知る限りに於ては、記録には是といふ証跡が無いようである。そうすると現在も尚行われて居る各地方の葬儀慣習の中から、或はその一部の消息を窺うことが出来ないものかどうか。即ち民俗学の今まで他の方面に於て試みて居た方法は、何かこの問題に対しても新しい光を掲げてくれぬであろうか。^{註8}

○各地居住者の協力の下に地状と在来の称呼とを比較して見る。^{註9}

○我々は更に現在の慣習調査の力を借ることも出来る。近世数百年の永きに亘って、社会を分立して居た南方の島々が、偶然に保留し又は別様に成育させて居た一種の昔風なども、…少なくとも有力なる暗示は得られる。^{註10}

そして、1で述べたように、沖縄の僻地での「墓穴外で空葬後、洗骨して墓穴に蔵骨する」事例はある訳であり、柳田氏はこの事例を「葬地（第1次墓地）と祭地（第2次墓地）という二種の墓地（内地におけるものが両墓制）の関係^{註11}を明確に示して呉れるもの」と見たのである。^{註12}

以上のような点に中村氏が注意をされなかったことは、つまり森岡教授が「柳田国男における先祖観の展開」（前掲）の中で、中村氏に対して言われるように、「柳田氏の沖縄の発見の重さを看過するもの」であろうと思われる。^{註13}

註1. 中村哲「祖先崇拜と新国学」（「柳田国男の思想(一)ー日本民俗学イデオロギー論」〔『法学志林』4巻1号、1966年所収。〕のち、神島二郎編『柳田国男研究』〔筑摩書房、1973年〕に採録。）

また、「祖先崇拜と新国学」は、「島国と後の世」と「祖先崇拜」という新たな題のもとに二分され、中村哲『柳田国男の思想』（法政大学出版局、1967年）に、さらにその改訂版の『新版柳田国男の思想』（法政大学出版局、1974年）に多少の訂正を加えて、それぞれ収められている。そして『新版柳田国男の思想』は、『柳田国男の思想』上・下（講談社学術文庫、1977年）として出版されている。

註2. 前掲『柳田国男研究』P.81。なお、この引用文中の「力説して」という表現が、『新版柳田国男の思想』（前掲）では、「取り上げて」（P.62）となっている。

註3. 前掲『柳田国男研究』P.84。なお、この引用文の「…によったものではない」という表現が、『新版柳田国男の思想』（前掲）では、「…によったものでは必ずしもないように思われる」（P.66）と変化している。この表現の変化が意味するところは小さくないと思われるが、他方その前後の文脈に変化はなく、ここで中村氏が主張することは「柳田氏は祖先崇拜と穢れの観念との矛盾を解決しようとして、演繹的に両墓

制を採用することとなった」ということであろう（P.66-7）。

註4. 『定本柳田国男集』15巻、（前掲）P.517。

註5. 前同書、P.520。

註6. 前同書、P.520。

註7. 前同書、P.500-1。

註8. 前同書、P.501。

註9. 前同書、P.508。

註10. 前同書、P.512。

註11. 「両墓制」という用語は、大間知篤三氏が、「両墓制の資料」（柳田国男編『山村生活調査第二回報告書』1936〔昭和11〕年3月、所収）なる一文を發表するとき、初めて考案したとされる（大間知篤三「増補両墓制の資料」、同著『家と民間伝承』〔満洲修文館、1944年〕所収。のち、竹田且編『大間知篤三著作集』1巻〔未来社、1975年〕に収録。後者の文献のP.69参照）が、大間知氏は「両墓制」という語を内地の葬地と祭地とを区別する慣習に限って適用し、薩南沖縄における同じ慣習には適用していない。大間知氏は、「洗骨両墓制」という語も使っているが、単に「両墓制」といった場合は、薩南沖縄の墓制は除かれている。（前掲「両墓制の資料」、「増補両墓制の資料」。「墓制覚書」〔『神津の花正月』東京六人社、1943年〕）

柳田氏自身は、1937（昭和12）年9月刊の『葬送習俗語彙』（民間伝承の会）の中で、「両墓制」という語を採用し始めている（『葬送習俗語彙』、P.147、P.149、P.157）が、大間知氏に同じくして、内地の葬地と祭地を区別する慣習に、「両墓制」という語を使用している。

註12. 前掲『葬送習俗語彙』、P.144。

註13. 前掲『日本史における民衆と宗教』、P.52。

3 高取正男氏の論に関して

高取正男氏は「屋敷付属の墓地」の中で、次のように述べておられる。

註1

柳田氏の「葬制の沿革について」の中の「屋敷と接近した控え地の片隅などに、先祖代々の石塔を守護している例は、¹関東奥羽の村々に多いのみならず、是と全く隔絶した南九州の山村²などにも、往々にして之を目撃したことがある。死穢を忌み怖れた古来の気風から推すと、何か特別の事情なり原因なりがあったと言わなければ、斯ういう異例は解し難い様であるが、實際は都邑の生活が始まって以来、段々にこの慣行がすたれたというのみで、現にその分布は全国であるから、之を以て曾て我々の間に、一種居地を埋葬地とする風習をもつ部族が、入交って住んで居たという証拠にすることは出来ない。或は又新たに人げの少ない原野を開墾した家が、たまたま野獣や外敵を防衛する必要から、忍んで此の如き特例を設けたかの如く、考えている人も無いとは言われぬが、是も其墓場が今尙埋葬所として、使用せられて居らぬものが多いのを見れば、やはり亦成立たざる一つの想像であった。由来の不明なものは一応は固有と仮定するの他は無い」(『定本柳田国男集』15巻、P.504、筑摩書房、1963年)という部分は、「葬制の沿革について」という論文だけでなく、その後の民俗信仰の研究の進展のなかでも、前後の脈絡を失っていることになる。最初、理由はよくわからないがこういう事実もあるとして、一種の挿入句のように提示され、論文全体の構想とは関係のない形で事例だけ指摘されていた。そのため、以後の研究の進展のなかで次第に忘れられ、問題意識から欠落したのだろう。

屋敷付属の墓地の例がかなりの分布を示すのに、これを理解を絶する現象としたのは、死穢を忌む古来の気風に反するとみなされたからである。柳田氏はこれを氣にかけていたかもしれないが、結局は最後まで不問に付してき

た。
註²

ところが、柳田氏の『明治大正史世相篇』に「…殊に人煙が日に繁く、人の感覚があだし野の光景に堪えられなくなると、出来る限り之を清らかなものにしてしようとする。さりとて遠い荒野や寂しい山に愛する者を捨てて行くのは猶忍びないので、それがいつと無く家の傍の礼拝所に埋める習わしとはなったのである。明治の初、^a狼りに耕地の際へ埋葬しては相成らぬという達しの出たのも、^b此風を禁ずる目的であったが、既に根強い慣習になって居たと見えて、今も南九州や関東奥羽の山村の、^c屋敷に接した控え地の片隅などに、^d前々からの葬地

が残って居る」とある。アンダーライン（筆者が付けた）の、イはdであり、
ロとハはcであり、ニは^{註4}bであろう。これにより、高取氏の述べられる「柳田
氏が屋敷付属の墓地を最後まで不問にしてきた」ということは当を得ていない
と思われる。上記の『明治大正史世相篇』からの引用文により、柳田氏は「屋
敷付属の墓地」を古態とは考えていなかったことが分かる。そして、この点に
関する柳田氏の考え方は、当の「葬制の沿革について」の中にも示されている
と思われる。すなわち、「…其上に二段の墓地を此の如く接近させるようになった
原因も、亦双方に共通なるものがあつたらしい。即ち在来の共用墓地が不
便又不愉快になった為に、資力の許す家から追々に分立して、それを各自の墓
所に付属させることにしたものである。自分の見る所では、同じ
傾向は東部日本の村々にも現れて居る。所謂菩提所を葬地とし、屋敷の端にあ
る墓所に人を瘞めるようになったのが即ちそれで、…」（アンダーライン、ホ
は、前記のaと同じと受け取れる）と述べられた個所である。

註1. 高取正男「屋敷付属の墓地一死の忌みをめぐって」（竹田聴洲博士
還暦記念会編『日本宗教の歴史と民俗』隆文館、1976年、P.389
-406）

註2. 前同書、P.389-92。なお、これと同様の旨のことは、「直江広
治氏がその著『屋敷神の研究』（吉川弘文館、1966年）の中で述べ
ている「埋葬地が屋敷近くに設けられている事例は埋葬地の古態を示す
ものではない」という考えは、「葬制の沿革について」のなかでの柳田
氏の見解と異なるとして、高取氏が直江氏に反論している個所」（P.
394-5）や、P.398にも見られる。

註3. 柳田国男『明治大正史』四巻・世相篇、朝日新聞社、1931年
（『定本柳田国男集』24巻、筑摩書房、1970年一新装版一、収録）。

註4. 前掲『定本柳田国男集』24巻、P.310-11。

註5. 前掲『定本柳田国男集』15巻、P.517。